

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都江戸川区南葛西六丁目31番14号206

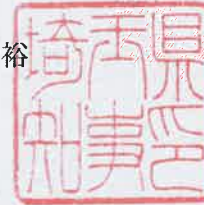
氏名 有限会社タテヤマ商会  
代表取締役 立山 明雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕

許可の年月日 令和 4年 8月15日

許可の有効年月日 令和 9年 8月14日



## 1. 事業の範囲

## 中間処理

造粒固化：汚泥（建設汚泥及びコンクリート製品製造業に伴うものに限る。いずれも低含水率のものに限る。）以上1種類

凝集沈殿・造粒固化：汚泥（建設汚泥及びコンクリート製品製造業に伴うものに限る。いずれも高含水率のものに限る。）以上1種類

## 2. 事業の用に供するすべての施設

## 施設等の所在地

埼玉県八潮市大字二丁目字下1116番1 以上1筆（面積975.20㎡）

処理施設及び保管施設の概要は裏面のとおり。

## 3. 許可の条件

- (1) 中間処理及び処理に伴う保管は、2. に掲げる場所で行うこと。  
(2) 中間処理は、裏面に掲げる処理施設で行うこと。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
令和 4年 8月15日	指令産廃第432-1号	新規許可
	以下余白	

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

サンプル

処理施設の種類及び能力等

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
造粒固化施設	1,485.99m <sup>3</sup> /日 (11時間)	汚泥（建設汚泥及びコンクリート製品製造業に伴うものに限る。いずれも低含水率のものに限る。） 以上1種類	令和 4年 8月15日 — —
凝集沈殿・造粒固化施設	660.00m <sup>3</sup> /日 (11時間)	汚泥（建設汚泥及びコンクリート製品製造業に伴うものに限る。いずれも高含水率のものに限る。） 以上1種類	令和 4年 8月15日 — —

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
汚泥（建設汚泥及びコンクリート製品製造業に伴うものに限る。） 以上1種類	20.0m <sup>2</sup>	3.5m（屋外） （70.0m <sup>3</sup> 鉄筋コンクリート製ピット×1基）
汚泥（建設汚泥及びコンクリート製品製造業に伴うものに限る。） 以上1種類	20.0m <sup>2</sup>	3.5m（屋外） （70.0m <sup>3</sup> 鉄筋コンクリート製ピット×1基）
汚泥（建設汚泥及びコンクリート製品製造業に伴うものに限る。） 以上1種類	16.0m <sup>2</sup>	3.5m（屋外） （56.0m <sup>3</sup> 鉄筋コンクリート製ピット×1基）
汚泥（建設汚泥及びコンクリート製品製造業に伴うものに限る。） 以上1種類	20.0m <sup>2</sup>	3.5m（屋外） （70.0m <sup>3</sup> 鉄筋コンクリート製ピット×1基）
汚泥（建設汚泥及びコンクリート製品製造業に伴うものに限る。） 以上1種類	29.3m <sup>2</sup>	3.5m（屋外） （102.4m <sup>3</sup> 鉄筋コンクリート製ピット×1基）

(以下余白)